

特例貸付における償還免除の取扱いについて

- 緊急小口資金等の特例貸付の償還については、①償還開始の据置期間の延長、②償還開始時における償還免除の判定、③償還期間中における償還困難者への免除の適用等を行い、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

据置期間

①償還開始の据置期間の延長

- 償還開始までの据置期間について、所得証明書の取得時期や償還事務の手続き等を考慮し、「令和4年3月末まで」としている期間を資金種類ごとに応じて再延長する。

	緊急小口	総合（初回）	総合（延長）	総合（再貸付）
償還開始の到来時期	令和4年12月末日以前	令和4年12月末日以前	令和5年12月末日以前	令和6年12月末日以前
据置期間の延長	令和4年12月末	令和4年12月末	令和5年12月末	令和6年12月末

償還開始

②償還開始時における償還免除の判定

- 資金種類それぞれの償還開始年度毎に、申請に基づいて償還免除の判定を行い、借受人及び世帯主が住民税非課税である場合は償還免除を行う。
- ただし、以下のやむを得ない事情がある場合は、借受人のみ住民税非課税であれば足りることとする。
 - ・ DVのため避難している等により、世帯主の所得証明書が取得できない場合
 - ・ 免除判定の申請時点における世帯主が、借受時に同一の世帯でなかった場合 等

	緊急小口	総合（初回）	総合（延長）	総合（再貸付）
判定年度	令和4年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
判定する課税年度	令和3年度又は4年度	令和3年度又は4年度	令和5年度	令和6年度

償還期間

③償還期間中における償還困難者への償還免除の適用

- 償還開始時に償還免除の要件を満たさなかった場合においても、償還中に償還困難となった場合には、以下のきめ細やかな対応を行う。
 - ・ 償還開始以降に、借受人及び世帯主が住民税非課税となった場合は、申請に基づいて残債を一括して免除する。
 - ・ 死亡や失踪宣告、生活保護の受給、重度障害者の認定、自己破産等の一定要件を満たす場合は、申請又は職権に基づいて残債の全部又は一部を免除する。

特例貸付における償還期間中の償還免除の取扱いについて

- 特例貸付における償還期間中において償還困難となった場合において、やむを得ない事情がある場合はそれぞれの事情に応じて、残債を免除する。

特例貸付における償還期間中の償還免除の要件		償還計画額 償還期限までに償還する とした償還予定額	償還未済額 償還開始以降に償還 計画通りの償還がされ ずに延滞となっている 金額
1. 借受人による申請免除	①償還免除特例の判定時期以後に、借受人及び世帯主が住民税非課税（均等割が非課税であること）となっている場合	○（残額を免除）	—
	②生活保護を受給した場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	③精神又は身体に著しい障害を有し、精神保健福祉手帳（1級）又は身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	④償還開始以降12か月以上の償還未済額があるが、分納や少額返済などを実施しているものの償還未済額が増加しており、かつ、住民税所得割が非課税となっている高齢者のみ世帯、障害者世帯又はひとり親世帯若しくは当該世帯と同等と都道府県社会福祉協議会において判断される世帯である場合	—	○（未済額を免除）
2. 相続人による申請免除	①死亡した場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	②失踪の宣告がされている場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
3. 都道府県社協による職権免除	①自己破産の手続き又は個人再生の手続きを行い返済が完了し、免責が確定した場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	②12か月以上の償還が遅延している借受人については、住居不明により償還催告通知書が返送される事実により、償還が開始されない場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	③12か月以上の償還が遅延している借受人について、償還指導を実施した上でなお償還の見込みがない場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	④償還期限到来後2か年連続して、借受人及び世帯主の住民税が非課税である場合（均等割が非課税であること）	—	○（未済額を免除）
	⑤償還未済額の時効が完成している場合	—	○（未済額を免除）
	⑥「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく調停条項案により債務の全部又は一部の減免を要請され、債務整理が成立する場合	○（残額の全部又は一部を免除）	○（残額の全部又は一部を免除）

※償還免除後も、自立相談支援機関等による継続的な支援を受けるようフォローアップ支援を行う。